

# 公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター 高性能林業機械管理及び貸付規程

## (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター（以下「センター」という。）所管の高性能林業機械（以下「機械」という。）の管理運営及び貸付について必要な事項を定め、その保全と機械化林業の作業効率の向上を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、「宮崎県林業担い手総合対策基金」事業実施要綱に基づき、センター会員並びにその構成員、林業労働力確保の促進に関する法律第5条第1項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）及びその他知事が認めた事業者に貸付けし、又はセンターが直接事業を実施するために使用する場合に適用することとし、対象となる機械は別表1のとおりとする。

## (管理責任者)

第3条 機械の管理責任者は、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター理事長（以下「理事長」という。）とする。

## (維持管理)

第4条 機械の維持管理については次のとおりとする。

- 1 機械の状態を明らかにし、整備保全に努めなければならない。
- 2 前項実施のため、高性能林業機械備品・貸出・使用簿（様式第1号）を整備するものとする。

## (借受申請)

第5条 高性能林業機械を借り受けようとするものは、高性能林業機械借受申請書（様式第2号）を理事長に提出しなければならない。

## (申請書の審査及び通知)

第6条 理事長は、前条の申請があった場合は、その内容について審査し、適正と認めるときは、当該申請者に高性能林業機械貸付決定通知書（様式第3号又は第3号の2）の交付を行うものとする。

## (貸付契約)

第7条 様式第3号により高性能林業機械の貸付決定を受けたものは、速やかに高性能林業機械貸付契約書（様式第4号）により締結しなければならない。

- 2 様式第3号の2により高性能林業機械の貸付決定を受け、納付期限日までに貸付料金を納付したものは、速やかに高性能林業機械貸付契約書（様式第4号の2）により締結しなければならない。

## (貸付期間)

第8条 高性能林業機械の貸付期間は、0.5か月を単位とし、原則として3か月を最長期間とする。ただし、理事長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- 2 前項の規定する月数の計算は、センターが借受人に賃貸した日から各月における該当賃貸開始の日に相当する日の前日（当該賃貸開始の日に相当する日がない月にあつては、当該月の末日）までを1か月として計算し、1か月に満たない期間の月数は次のとおりとする。

- (1) 1か月に満たない期間が、15日を超えるとき 1か月
- (2) 1か月に満たない期間が、15日以内であるとき 0.5か月

3 借受人が貸借期間を延長するときは、貸付期間満了の翌日から起算して7日間貸付け延長を行うことができる。

(貸付料)

第9条 高性能林業機械の貸付料は、機械の購入価格、耐用年数等を考慮して算出するものとし、理事会において別に定める。

なお、理事長は、この貸付料を機械の更新及び維持管理等の経費に充てるものとする。

(借受人の経費負担)

第10条 借受人は、高性能林業機械の借受けに伴い、当該機械の借り受け期間中の運行管理に要する一切の経費を負担しなければならない。ただし、定期自主点検及びその他理事長が必要と認める経費についてはこの限りではない。

(滅失又は毀損の報告及び措置)

第11条 借受人は、高性能林業機械を滅失又は毀損したときは、直ちにその事実及び事由について故障等報告書(様式第5号)を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 前項の滅失又は毀損が借受人の責に帰すべき事由による場合には、借受人がこれを補填又は修理しなければならない。

(物件の譲渡等の禁止)

第12条 借受人は、当該高性能林業機械の全部又は一部について、他に貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(貸付料納付期限及び方法)

第13条 借受人は、理事長の発する納付通知により、別途定められた納付期限日までに理事長が定める方法により納付しなければならない。

(遅延賠償金)

第14条 借受人は、定められた納付期限日までに貸付料を納付しないときは、その納付期限日の翌日から納付の日までの期日に応じ、その未納額に年3.00%の率を乗じて遅延賠償金を併せて納付しなければならない。ただし、遅延賠償金が千円未満であるときは徴収しない。

(管理義務)

第15条 借受人は、善良なる管理者の注意をもって使用するものとする。

(目的外使用禁止)

第16条 借受人は、当該高性能林業機械を貸付契約に定める目的以外の用途に使用してはならない。ただし、事前に理事長の承認を得たときはこの限りではない。

(使用届)

第17条 センターが直接事業を実施するために使用する場合は、機械使用回議簿(様式第6号)により管理責任者の許可を受けなければならない。また、借受人に関する規定の第10、11、14及び15条を準用するものとする。

(研修の場合の取扱)

第18条 借受人が、高性能林業機械を研修目的で1週間を超えずに使用する場合は、前条の規定を準用する。

なお、この場合の貸付料は免除することができる。

(委 任)

第19条 この規程の運用に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成7年1月20日から施行する。平成 9年 1月16日改正

平成13年 3月28日改正

平成15年 5月 6日改正

平成24年 7月24日改正

平成25年11月21日改正

令和 4年 4月 1日改正

令和 5年 4月 1日改正

令和 7年10月 1日改正

令和 8年 4月 1日改正

別 表 1

高性能林業機械一覧表

名 称	性 能
プロセッサ (造材機)	枝払い、玉切りを行う自走式機械
スイングヤード (アーム付き集材機)	アームを装備した移動可能な架線式集材機



## 高性能林業機械借受申請書

令和 年 月 日

(公社)宮崎県林業労働機械化センター  
理事長 様

法人名  
代表者住所  
氏 名

印

下記のとおり高性能林業機械を借受きたいので、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター高性能林業機械管理及び貸付規程を遵守のうえ申請します。

### 記

#### 1 機械の名称、型式、数量及び使用目的・使用場所

名 称	管理番号	型 式	数 量	使用目的・使用場所

#### 2 借受期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで ( か月間)

## 高性能林業機械貸付決定通知書

宮機セ発(機)第 号  
令和 年 月 日

様

(公社) 宮崎県林業労働機械化センター  
理事長

令和 年 月 日付で、借受け申請のあった高性能林業機械については、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター高性能林業機械管理及び貸付規程により、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

つきましては、別添「事業者・オペレーターの皆様へお願い」の遵守事項を励行してください。

また、貸付料金請求書を同封しますので、納付期限日までに納付してください。

### 1. 機械の名称、型式、数量及び使用目的・使用場所

名 称	管 理 番 号	型 式	数 量	使用目的・使用場所

### 2. 貸付期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ( か月間)

3. 貸付料金 円 (税込み) (内消費税額等 円)

## 高性能林業機械貸付決定通知書

宮機セ発(機)第 号  
令和 年 月 日

様

(公社) 宮崎県林業労働機械化センター  
理 事 長

令和 年 月 日付けで、借受け申請のあった高性能林業機械については、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター高性能林業機械管理及び貸付規程により、下記のとおり貸し付けることに決定したので通知します。

つきましては、別添「事業者・オペレーターの皆様にお願ひ」の遵守事項を励行してください。

また、貸付料金請求書を同封しますので、納付期限日までに納付してください。

なお、納付期限日までに貸付料金を納付しないときは、貸付決定は無効とするのでご注意ください。

### 1. 機械の名称、型式、数量及び使用目的・使用場所

名 称	管 理 番 号	型 式	数 量	使用目的・使用場所

### 2. 貸付期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで ( か月間)

3. 貸付料金 円 (税込み) (内消費税額等 円)

4. 納付期限日 令和 年 月 日

## 高性能林業機械貸付契約書

貸付人公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター理事長 (以下「甲」という。)  
と (以下「乙」という。) とは高性能林業機械の貸付について、  
次のとおり契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
高性能林業機械管理及び貸付規程及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借受する物件 (以下「貸付物件」という。) は、次のとおりとする。

名 称	管 理 番 号	型 式	数 量

(使用目的)

第3条 乙は貸付物件を森林整備の用に供するものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(貸付料)

第5条 貸付料は金 円 (内消費税額等 円を含む。) とする。  
ただし、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター構成員以外は月額で1万円増とする。

(貸付料納付期限及び方法)

第6条 貸付料は貸付終了日より15日以内に甲の指定する方法で納付しなければならない。

2 貸付期間が1か月を越える場合の貸付料の納付は、1か月を単位とした分割納付とする。

(遅延賠償金)

第7条 乙は前条に定める納付期限日までに貸付料を納付しないときは、その納付期限日の翌日から納付の日までの期間に応じ、その未納額に年3.00%の率を乗じて得た遅延賠償金を併せて納付しなければならない。ただし、遅延賠償金が千円未満であるときは徴収しない。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は貸付物件の全部又は一部について第三者に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第9条 乙は貸付物件を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(原形変更の禁止)

第10条 乙は貸付物件の原形を変更してはならない。

(管理義務)

- 第11条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。
- 2 乙は物件の使用により第三者の損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。
  - 3 貸付物件に対し損害を発生させた場合は、その修繕に支出する経費は乙の負担とする。ただし、甲の承認を受けた場合は、経費の一部を甲が負担する。
  - 4 前項以外に、貸付物件を甲の承認を得て修理又は部品交換をするときは、その部品の代金及びその他の工賃・諸経費等を甲が負担する。
  - 5 乙が第1項の注意を怠って貸付物件を滅失又は毀損したときは、甲は乙に対してその現状の回復又は損害の賠償を請求することができる。

(契約不履行の場合の処置)

- 第12条 乙が第6条から第10条までに規定する義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。
- 2 甲は前項の規定により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

(期間満了後の処置)

第13条 乙は貸付期間を満了したとき、又は前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を自己の負担で甲に引き渡すものとする。

(協議)

第14条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 宮崎市別府町3番1号  
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
理 事 長 印

乙

印

## 高性能林業機械貸付契約書

貸付人公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター理事長 (以下「甲」という。)  
と (以下「乙」という。) とは高性能林業機械の貸付について、  
次のとおり契約する。

(信義誠実の義務)

第1条 甲及び乙は、信義に従い、誠実に、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
高性能林業機械管理及び貸付規程及びこの契約書に定める各条項を履行しなければならない。

(貸付物件)

第2条 甲が乙に貸付し、乙が借受する物件 (以下「貸付物件」という。) は、次のとおりとする。

名 称	管 理 番 号	型 式	数 量

(使用目的)

第3条 乙は貸付物件を森林整備の用に供するものとする。

(貸付期間)

第4条 貸付期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

(貸付料)

第5条 貸付料は金 円 (内消費税額等 円を含む。) とする。  
ただし、公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター構成員以外は月額で1万円増しとする。

(転貸等の禁止)

第6条 乙は貸付物件の全部又は一部について第三者に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 乙は貸付物件を第3条に定める目的以外の用途に使用してはならない。

(原形変更の禁止)

第8条 乙は貸付物件の原形を変更してはならない。

(管理義務)

第9条 乙は貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。  
2 乙は物件の使用により第三者の損害を発生させた場合は、乙の責任において賠償しなければならない。  
3 貸付物件に対し損害を発生させた場合は、その修繕に支出する経費は乙の負担とする。

る。ただし、甲の承認を受けた場合は、経費の一部を甲が負担する。

- 4 前項以外に、貸付物件を甲の承認を得て修理又は部品交換をするときは、その部品の代金及びその他の工賃・諸経費等を甲が負担する。
- 5 乙が第1項の注意を怠って貸付物件を滅失又は毀損したときは、甲は乙に対してその現状の回復又は損害の賠償を請求することができる。

(契約不履行の場合の処置)

第10条 乙が第6条から第8条までに規定する義務を履行しないとき、その他この契約条項に違反したときは、甲は期限を定めてその履行を催告し、その期限内になお履行しないときは、この契約を解除し又は損害の賠償を請求することができる。

- 2 甲は前項の規定により契約を解除した場合は、文書により乙に通知するものとする。

(期間満了後の処置)

第11条 乙は貸付期間を満了したとき、又は前条第2項に規定する解除の通知を受けたときは、貸付物件を自己の負担で甲に引き渡すものとする。

(協議)

第12条 この契約書に約定しない事項について約定する必要が生じたとき、又はこの契約書に約定する事項について疑義のあるときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この契約が成立したことを証するため、この契約書2通を作成し各自それぞれ1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 宮崎市別府町3番1号  
公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
理 事 長 印

乙

印

公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター  
理事長 様

住 所  
氏 名

印

故 障 等 報 告 書

損傷機種		管理番号	
損傷部品		使用者 オペレーター名	
発生日時	令和 年 月 日 午後 時 分頃		
発生場所			
状況・原因等 ※現状写真を添付すること（黒板等により日付を明示）			
損害見積額			
担当メーカー			

